

入札公告

(沖縄県中部土木事務所)

沖縄県中部土木事務所が発注する車両の賃貸借単価契約について、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

なお、本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

また、当該入札に関する事項を関係法令に定めるほか、下記のとおり定める。入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項は、下記のとおりである。

令和8年3月16日

沖縄県中部土木事務所長 森田 敦

記

1 入札に付する事項

- (1) 契約方法：一般競争入札
- (2) 件名：業務用車両等リース単価契約(R8-2)
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで(12ヶ月)
- (4) 使用の本拠地又は保管場所：沖縄県中部土木事務所が指定する場所
- (5) 使用の本拠地又は保管場所の所在地：沖縄県中部土木事務所が指定する場所
- (6) 契約の内容：仕様書で定める内容によること
- (7) 仕様書：別添のとおり
- (8) その他：本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の一部又は全部を解除する

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年3月31日(火曜日)15時00分
- (2) 場所：沖縄県中部合同庁舎4階 入札室

3 入札に関する質問

本入札に関して質問がある場合は、以下の方法で提出すること。なお、質疑事項がなければ提出不要とする。

- (1) 提出期限：令和8年3月18日（水曜日）17時~~まで~~までに(2)の書類を「18」の場所へFAXで提出すること
- (2) 提出書類：（第1号様式）質問票
- (3) 質問回答：令和8年3月24日（火曜日）に沖縄県公式ホームページの入札公告ページに掲載し、個別の回答は行わない。

4 入札参加資格要件

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 沖縄県内に本社（本店）または支社、支店、営業所等を有すること

イ 当該業務に関し、仕様書及び契約書のとおり業務を履行できること

ウ 対象物件の故障等緊急時に迅速に対応できる者であること

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

オ 入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない者であること

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立がなされていない者であること（再認定を受けた者を除く）

キ 次に掲げる者と関係を有していない者であること

(ア) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

(イ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

(ウ) 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの

ク 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること

- (2) 入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

イ 入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止措置又は指名除外の措置を受けた者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立がなされている者

(再認定を受けた者を除く)

エ 次に掲げる者に該当する者

(ア) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

(イ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

(ウ) 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの

オ 県税に関し滞納がある者

5 入札参加資格の申請方法

本件に係る入札への参加を希望する者は、入札参加資格等を確認するために、以下の書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

(1) 提出期限：令和8年3月25日（水曜日）17時までに(2)の書類を「18」の場所へ提出すること。【必着】（直接持参又は簡易書留）

※直接持参は、平日9時～17時（12時～13時を除く）

(2) 提出書類

①（第2号様式）入札参加資格確認申請書

②（第3号様式）消費税課税に係る届出書

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書（※））

④ 県税に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書（※））

⑤ 入札保証金関係書類（「9」を確認すること）

(ア) 入札保証金を納付する場合

(i)（第4号様式）債務者登録票

(ii)（第5号様式）入札保証金納付書発行依頼書

(イ) 入札保証金の免除を受ける場合

(i)（第6号様式）入札保証金免除申請書

(ii) 免除要件に該当することを証明する書類

(※) ③④は、入札参加申込み日の3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。なお、当該書類の写しでも良いものとする。

(3) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和8年3月30日（月曜日）までに通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 入札参加資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号または名称（営業所の名称を含む）
- (2) 住所または所在地
- (3) 氏名（法人にあつては代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては資本金
- (6) 電話番号・FAX番号

8 資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が「4(2) 入札に参加することができない者」に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消しまたはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額（消費税込み）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、(2)に該当するときは、入札保証金の納付を免除することができる。

(1) 入札保証金を納付する場合

入札保証金を納付する者は、以下の書類を提出すること。

ア 提出期限：「5(1)」参照

イ 提出書類：①（第4号様式）債務者登録票

②（第5号様式）入札保証金納付書発行依頼書

ウ 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とする。

- エ 入札保証金は一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。
- オ 入札保証金の納付にあたっては、沖縄県の発行する納付書を使用して金融機関で現金を納付し、領収書の写しを入札執行の日時までに提出すること。

(2) 入札保証金の免除を受ける場合

入札保証金の免除を受ける者は、以下の書類を提出すること

ア 提出期限：「5(1)」参照

イ 提出書類：①（第6号様式）入札保証金免除申請書

② 免除要件に該当することを証明する書類（(ア)又は(イ)）

(ア) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

10 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、県が定める入札書（第8号様式）を使用すること。
- (2) 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第7号様式）を持参すること。
- (3) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
- (4) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。

- (5) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札参加資格確認通知書の写しを提示すること。
- (6) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の単数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (7) 入札者は、入札参加資格確認申請書（第2号様式）に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (8) 代理人が入札を行う場合で委任状（第7号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (9) 入札は最大で3回（再入札2回）行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを

引かせるものとする。

13 落札者がいない場合の措置

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちにその場で再度の入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (2) 再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

14 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

15 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（消費税込み）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付または提供すること。

ただし、以下のうちいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

16 契約締結の時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

17 その他留意事項

- (1) 当該入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、契約期間内において沖縄県の歳

出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、沖縄県は当該契約を変更し、又は解除することができる。

- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加資格の申請等にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 沖縄県は、申請書等を公表又は無断で他の用途へは使用しない。
- (5) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

18 契約に関する事務を担当する名称及び所在地

〒904-2155

沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号 中部合同庁舎3階

沖縄県中部土木事務所

庶務班 宮城

電話番号：098-894-6510

FAX番号：098-937-2510

19 掲載様式

- 第1号様式 質問書
- 第2号様式 入札参加資格確認申請書
- 第3号様式 消費税課税に係る届出書
- 第4号様式 債務者登録票
- 第5号様式 入札保証金納付書発行依頼書
- 第6号様式 入札保証金免除申請書
- 第6号様式(その2) 同種・同等以上規模の契約実績
- 第7号様式 委任状
- 第8号様式 入札書
- 第9号様式 入札辞退届
- 第10号様式 入札保証金(保管有価証券)還付請求書

〈関係法令等〉

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）